

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3232105号
(U3232105)

(45) 発行日 令和3年5月27日(2021.5.27)

(24) 登録日 令和3年4月30日(2021.4.30)

(51) Int.Cl. F 1
E O 4 G 21/32 (2006.01) E O 4 G 21/32 B

評価書の請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号 実願2021-813 (U2021-813)
(22) 出願日 令和3年3月11日(2021.3.11)(73) 実用新案権者 397008502
ニッコープランニング株式会社
大阪府東大阪市荒本北3丁目5番13号
(74) 代理人 100119725
弁理士 辻本 希世士
(74) 代理人 100168790
弁理士 丸山 英之
(72) 考案者 上村 隆宏
大阪府東大阪市荒本北3丁目5番13号
ニッコープランニング株式会社内

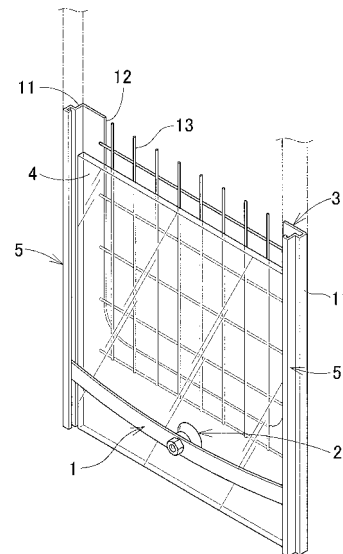
(54) 【考案の名称】 仮囲い板用止め具

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 工具を常に用意していなくても、仮囲い板に目隠しパネルや防音パネル等の各種パネルを簡単に止めておくことができ、しかもバラつくことがなく持ち運びや数量の管理がし易い仮囲い板用止め具を提供する。

【解決手段】 仮囲い板用止め具は、横長形状の弾性体からなる押圧板 1 の中央部に弾性押圧体 2 を固定したものであり、仮囲い板 3 の内側に沿わせたパネル体 4 の裏面を弾性押圧体 2 で押圧すると共に、仮囲い板 3 の両側端に形成した折曲部 5 の内側に押圧板 1 の両端部が入り込んで、この押圧板 1 の両端部が折曲部 5 に弾力を付与した状態で係合する。

【選択図】 図 4



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

横長形状の弾性体からなる押圧板の中央部に弾性押圧体を固定したものとし、
 仮囲い板の内側に沿わせたパネル体の裏面を前記弾性押圧体で押圧すると共に、前記仮
 囲い板の両側端に形成した折曲部の内側に前記押圧板の両端部が入り込んで、この押圧板
 の両端部が前記折曲部に弾力を付与した状態で係合するようにしていることを特徴とする
 仮囲い板用止め具。

【請求項 2】

前記押圧板の両端部の少なくとも一端部に、前記仮囲い板の折曲部に係合するようにし
 た係合部を設けたものとしていることを特徴とする請求項 1 に記載の仮囲い板用止め具。

【請求項 3】

前記弾性押圧体は、吸着用の凹面を有する円板部と、この円板部の中央から突出する軸
 部とを形成した吸盤形状にしていることを特徴とする請求項 1 に記載の仮囲い板用止め具
 。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、建設現場や資材置場等を包囲するのに使用される仮囲い板に、目隠しパネル
 や防音パネル等の各種パネルを止めておくための仮囲い板用止め具に関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来、この種の仮囲い板に、その裏面から目隠しパネルを止めておくには、例えば図 8
 、9 に示したように、仮囲い板 2 1 の両側端 2 3 に設けた嵌合部 2 3 a に、止枠 2 5 を嵌
 め込むと共に、この止枠 2 5 と仮囲い板 2 1 の隙間に目隠しパネル 2 2 を差し込み、前記
 止枠 2 5 に止ボルト 2 6 を螺合し、この止ボルト 2 6 を締め付けることにより、前記目隠
 しパネル 2 2 を押圧するようにしていた（特許文献 1）。

【0003】

また、この種の仮囲い板に、その裏面から防音パネルを止めて止め具としては、例えば
 図 10 ~ 12 に示したような、略山形状の押付部 3 3 の内端に、略平坦形状の連結部 3 4
 を連設した第一止着体 3 1 と、略山形状の押付部 3 5 の内端に、略平坦形状の連結部 3 6
 を連設した第二止着体 3 2 とからなるものが存在する。この止め具は、前記第一止着体 3
 1 の連結部 3 4 に設けた通孔 3 7 と、第二止着体 3 2 の連結部 3 6 に設けた通孔 3 8 とに
 ボルト 3 9 を挿通し、このボルト 3 9 にナット 4 0 をねじ込んで締め付けることにより、
 前記第一止着体 3 1 の押付部 3 3 が、仮囲い板 4 1 の一側端に形成した側面体 4 2 を上か
 ら押し付けるようにし、前記第二止着体 3 2 の連結部 3 6 が、前記側面体 4 2 を下から押
 し付けるようにすると共に、前記第二止着体 3 2 の押付部 3 5 の外端 3 5 a が、前記仮囲
 い板 4 1 に沿わせた防音パネル等のパネル体 4 3 の側端部 4 3 a を上から押し付けるよう
 にし、前記第一止着体 3 1 の連結部 3 4 の外端 3 4 a が、第二止着体 3 2 の押付部 3 5 を
 上から押し付けるようにしている（特許文献 2）。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献 1】特開 2008 - 291463 号公報

【特許文献 2】特開 2016 - 125268 号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、特許文献 1 に記載された仮囲い板に目隠しパネルを止めておく構造では
 、止枠 2 5 に止ボルト 2 6 を螺合するには、レンチ等の工具を必要とするため、このよう
 な工具を常に用意していないと、目隠しパネルの取付け作業を行なえないという課題を有

10

20

30

40

50

していた。

【0006】

また、特許文献2に記載された仮囲い板に防音パネルを止めておく止め具は、使用前には第一止着体31と第二止着体32が分離しているので、バラついて持ち運びや数量の管理がし難いという課題を有していた。さらに、この止め具においても、ボルト39にナット40をねじ込んで締め付けるという作業には、工具を常に用意していないと、防音パネルの取付け作業を行なえないという課題を有していた。

【0007】

そこで、本考案は、上記従来課題を解決するものであり、工具を常に用意していなくても、仮囲い板に目隠しパネルや防音パネル等の各種パネルを簡単に止めておくことができ、しかもバラつくことがなく持ち運びや数量の管理がし易い仮囲い板用止め具を提供することを目的としてなされたものである。

10

【課題を解決するための手段】

【0008】

そのため、本考案の仮囲い板用止め具は、横長形状の弾性体からなる押圧板1の中央部に弾性押圧体2を固定したものとし、仮囲い板3の内側に沿わせたパネル体4の裏面を前記弾性押圧体2で押圧すると共に、前記仮囲い板3の両側端に形成した折曲部5の内側に前記押圧板1の両端部1aが入り込んで、この押圧板1の両端部1aが前記折曲部5に弾力を付与した状態で係合するようにしている。

20

【0009】

さらに、本考案の仮囲い板用止め具において、前記押圧板1の両端部1aの少なくとも一端部に、前記仮囲い板3の折曲部5に係合するようにした係合部6を設けたものとしている。

【0010】

また、本考案の仮囲い板用止め具において、前記弾性押圧体2は、吸着用の凹面を有する円板部8と、この円板部8の中央から突出する軸部9とを形成した吸盤形状にしている。

【考案の効果】

【0011】

本考案の仮囲い板用止め具は、以上に述べたような構成としているので、工具を常に用意していなくても、仮囲い板に目隠しパネルや防音パネル等の各種パネルを簡単に止めておくことができ、しかもバラつくことがなく持ち運びや数量の管理がし易いものとなる。

30

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】本考案の仮囲い板用止め具の表面側の斜視図である。

【図2】本考案の仮囲い板用止め具の裏面側の斜視図である。

【図3】本考案の仮囲い板用止め具を使用して仮囲い板にパネル体を止着した状態の斜視図である。

【図4】図3に示すパネル体の止着状態の要部を拡大した斜視図である。

【図5】図3に示すパネル体の止着状態の要部を拡大した分解斜視図である。

40

【図6】図3中のA-A線による断面図である。

【図7】本考案の仮囲い板用止め具の使用状態を示す説明図である。

【図8】従来の目隠しパネルの止着状態の要部を拡大した斜視図である。

【図9】従来の目隠しパネルの止着状態の要部を拡大した分解斜視図である。

【図10】従来の仮囲い板用止め具の分解斜視図である。

【図11】従来の仮囲い板用止め具を使用して仮囲い板に防音パネルを止着した状態の斜視図である。

【図12】図11中の円で囲んだ部分の拡大斜視図である。

【考案を実施するための形態】

【0013】

50

以下、本考案の仮囲い板用止め具を実施するための形態を、図面に基づいて詳細に説明する。

【0014】

本考案の仮囲い板用止め具は、図1、2に示したように、横長形状の弾性体からなる押圧板1の中央部に弾性押圧体2を固定したものとしている。そして、図3、4に示したように、後に述べる仮囲い板3の内側に沿わせたパネル体4の裏面を前記弾性押圧体2で押圧すると共に、前記仮囲い板3の両側端に形成した折曲部5の内側に前記押圧板1の両端部1aが入り込んで、この押圧板1の両端部1aが前記折曲部5に弾力を付与した状態で係合するようにしている。

【0015】

前記押圧板1は、後に述べる仮囲い板3の両側端に形成した折曲部5どうし間の長さより少し短くした横長形状の鋼板等から形成される弾性体からなるものとしている。前記折曲部5どうし間の一般的な長さは、約50cmであるので、前記押圧板1の長さは、この長さより少し短くして、両端部1aがこれら折曲部5の内側に入り込むようにしている。なお、前記押圧板1の弾性力については、後に述べる仮囲い板3の内側に沿わせるパネル体4の止め具合や、このパネル体4の厚さ、重さ等に応じて、適宜設定すればよい。

【0016】

さらに、前記押圧板1は、両端部1aが仮囲い板3の折曲部5の内側に入り込んだときに、この折曲部5に係合するようにした係合部6を、その両端部1aの少なくとも一端部に設けたものとすることができる。この係合部6は、図示したものでは、その一端部を押圧板1の表面側に折り返したものとしているが、別部材を表面側に固定したものなどとしてもよい。前記係合部6は、仮囲い板3の折曲部5に引っ掛かり、この折曲部5との係合が外れにくいものとなる。

【0017】

前記弾性押圧体2は、合成ゴム等の弾性材料で形成されたものとしており、後に述べる仮囲い板3の内側に沿わせたパネル体4の裏面を押圧するものとしており、前記押圧板1の中央部に固定されている。この弾性押圧体2は、円柱形状や角柱形状等とすることができるが、図示したように吸着用の凹面を有する円板部8と、この円板部8の中央から突出する軸部9とを形成した吸盤形状にするのが好ましい。前記弾性押圧体2を吸盤形状にすると、この弾性押圧体2がパネル体4の裏面を押圧したときに、このパネル体4の裏面に引っ付いた状態なるので、安定した状態でパネル体4の裏面を押圧することができる。円柱形状や角柱形状とした弾性押圧体2では、底面部を前記押圧板1に接着剤を用いて固定したり、吸盤形状とした弾性押圧体2では、図示したように軸部9の中央に形成した貫通孔から前記押圧板1に形成した貫通孔にボルトBを通してナットNで止着したり、図示していないが軸部9の中央に形成した貫通孔から前記押圧板1に形成した貫通孔にリベットを通してかしめるなどして固定される。なお、前記弾性押圧体2の弾性力についても、後に述べる仮囲い板3の内側に沿わせるパネル体4の止め具合や、このパネル体4の厚さ、重さ等に応じて、適宜設定すればよい。

【0018】

前記仮囲い板3は、鉄板、鋼板、アルミ合金板等から形成されており、板本体の両側端部を裏面側に略L字状に折り曲げて折曲部5を形成し、この折曲部5の上部、中間部、下部には、必要に応じてそれぞれ隣り合う仮囲い板3どうしを突き合わせて繋ぐ番線の通し孔(図示せず)を設けたものとしている。さらに、前記折曲部5には、必要に応じて、その端部を裏面方向に折り返して、前記押圧板1に設けた係合部6に引っ掛かり易くした折返し部7を形成したものとしている。また、前記折曲部5には、隣り合う仮囲い板3どうしを突き合わせたときに位置決めし易いように、必要に応じて嵌合部11を形成したものとしている。なお、前記仮囲い板3は、風や日光を通さないようにした閉鎖板体とすることができるが、図示したように、大きな開放窓12を板本体の上下に形成し、この開放窓12に金網13を張り付けて風通しをよくしたものとしたり、多数のパンチング孔(図示せず)を板本体に形成して風通しをよくしたものとしたりもよい。

10

20

30

40

50

【0019】

前記パネル体4は、目隠しパネルや防音パネル等とすることができるが、前記仮囲い板3の内側に沿わせることができるものであればよい。前記仮囲い板3は、一般的な高さが約300cm、幅が約50cm、厚さが約3cmであるので、この仮囲い板3の内側に沿わせることができる高さ、幅および厚さであればよい。前記パネル体4を目隠しパネルとした場合には、半透明や不透明の合成樹脂板から形成したものなどとすることができる。前記パネル体4を防音パネルとした場合には、ハニカム状パネルの多数のセル内にフェノールフォームを埋設し、このハニカム状パネルにカバーを被せたものなどとすることができる。

【0020】

このように構成された本考案の仮囲い板用止め具は、以下のようにして使用される。

【0021】

まず、本考案の仮囲い板用止め具を手を持って、仮囲い板3の内側に沿わせたパネル体4の裏面に押圧板1の弾性押圧体2を当て、図7に示したように、時計回りまたは反時計回りに少し回動させて押圧板1を斜めにする。

【0022】

そして、前記押圧板1の両端部1aをパネル体4に向かって手で押し曲げながら、前記したのは反対方向に押圧板1を回動させて水平にすると、この押圧板1の両端部1aが仮囲い板の両側端に形成した折曲部12の内側に入り込む。

【0023】

そこで、手の力を抜くと、前記押圧板1の両端部1aが、仮囲い板3の両側端に形成した折曲部5に弾力を付与した状態で係合するようになり、押圧板1の弾性押圧体2が、パネル体4の裏面を押圧しているので、パネル体4を仮囲い板3の内側に確りと止めておくことができる(図7に仮想線で示す)。

【0024】

前記したようなパネル体4を仮囲い板3の内側に確りと止めておく作業は、パネル体4の上中下の三か所、または上下の二か所で行なわれるのが好ましい。

【0025】

次に、前記パネル体4を外したり、取り変えたりする場合には、本考案の仮囲い板用止め具を仮囲い板3から外す。

【0026】

この場合には、前記押圧板1の両端部1aが、仮囲い板3の両側端に形成した折曲部5に係合している状態から、もう一度この押圧板1の両端部1aをパネル体4に向かって手で押し曲げれば、押圧板1の両端部1aと仮囲い板3の両側端の折曲部5との係合が外れる。

【0027】

そして、前記押圧板1の両端部1aを押し曲げた状態で、時計回りまたは反時計回りに少し回動させて押圧板1を斜めにして、手の力を抜く。

【0028】

すると、押圧板1の両端部1aが仮囲い板3の両側端に形成した折曲部5の内側から抜き出すことができ、そのまま手前に引けば、この押圧板1を仮囲い板3から外すことができる。

【0029】

以上に述べたように、本考案の仮囲い板用止め具は、仮囲い板3に止める作業も、仮囲い板3から外す作業も、すべて人の手のみで行えるので、工具を常に用意していなくても、仮囲い板に目隠しパネルや防音パネル等の各種パネルを簡単に止めておくことができる。

【0030】

さらに、本考案の仮囲い板用止め具は、押圧板1の中央部に弾性押圧体2を固定したものであるとしているので、バラつくことがなく持ち運びや数量の管理がし易いものとなる。

10

20

30

40

50

【符号の説明】

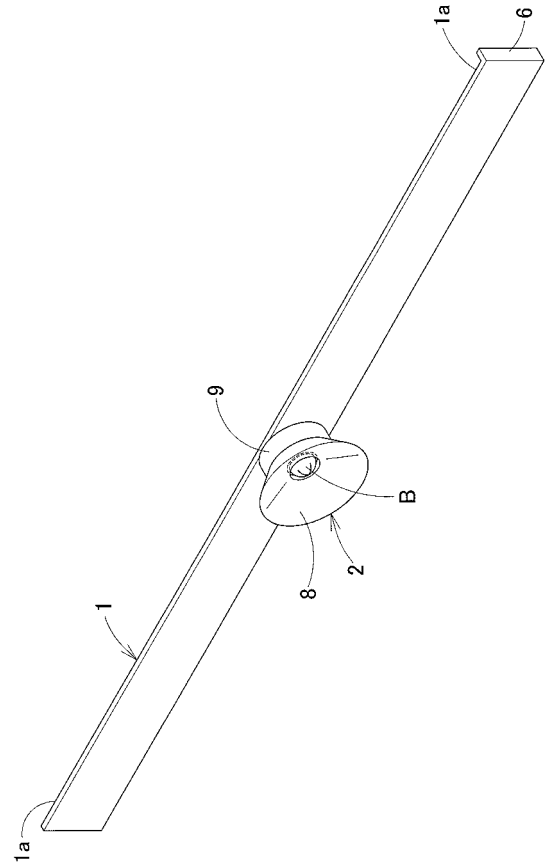
【0031】

- 1 押圧板
- 1 a 端部
- 3 仮囲い板
- 4 パネル体
- 5 折曲部
- 6 係合部
- 8 円板部
- 9 軸部

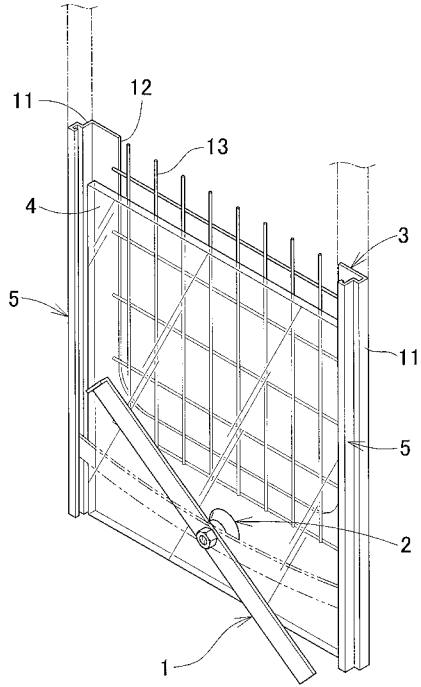
【図1】



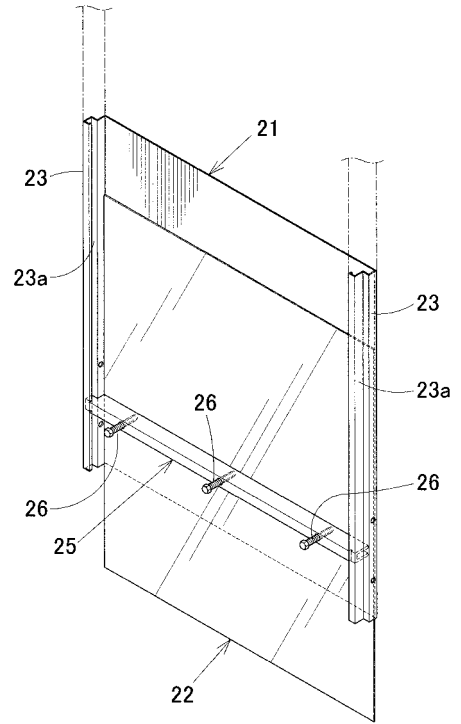
【図2】



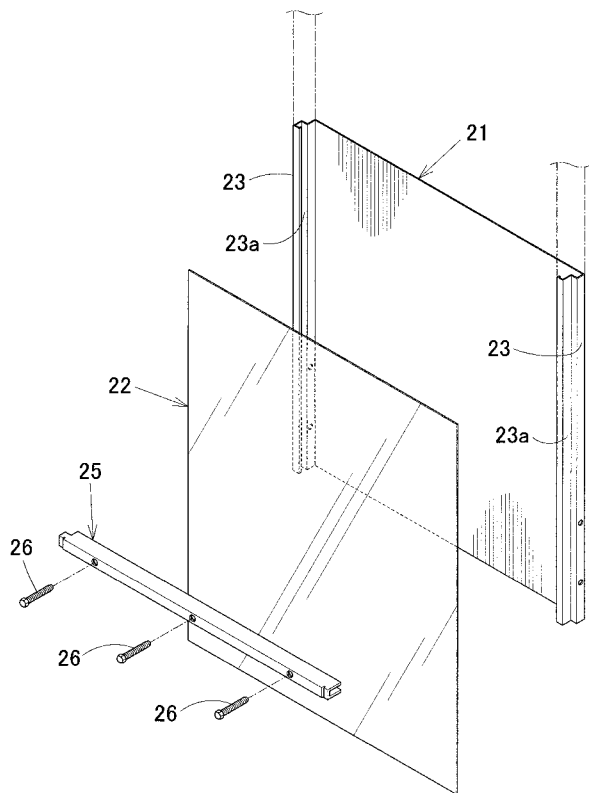
【 図 7 】



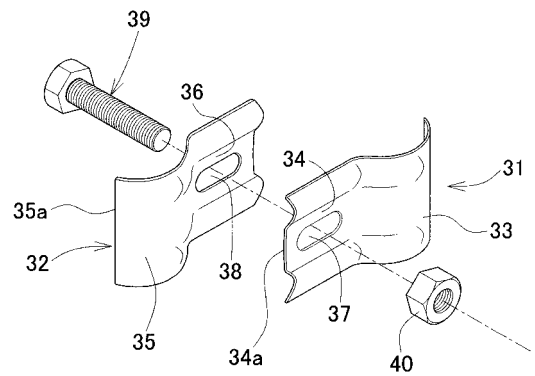
【 図 8 】



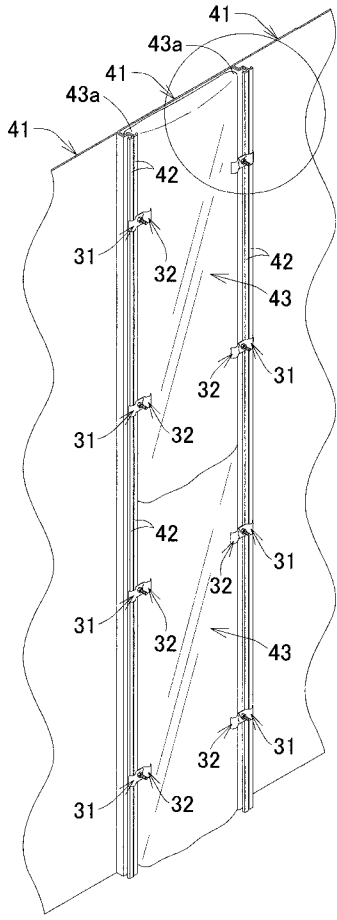
【 図 9 】



【 図 10 】



【 図 1 1 】



【 図 1 2 】

